

一般社団法人日本感染管理ネットワーク学会

利益相反に関する指針

I. 目的

本法人は、「感染管理実践に関する知識とスキルの向上を図り、会員相互の交流と連携を通して、保健医療福祉における感染管理の実践を推進すること」を目的とし、2003年に発足した。2010年には一般社団法人となり、学術集会開催、会誌等の発行、学術活動推進、感染管理認定看護師の教育/研修、支部会の設立等の事業を推進してきた。

本法人が主催する学術集会や刊行物などで発表される研究成果には、医療関連感染及び環境感染に関する研究の進歩・発展・普及を図り、感染制御の質と安全を向上させる研究が含まれる。その成果を広く社会に還元していくためには、企業、組織、団体等との産官学が連携した取り組みが求められることがあり、学会員として果たすべき責務と、会員が個人あるいは所属する組織等として得る利益（私的利益）との間に、利益相反（Conflict of interest）といわれる状態が起こることが予想される。

このような利益相反（COI）に適切に対応できなければ、研究対象者、看護サービスの対象者の人権や安全が損なわれるばかりでなく、研究成果の公平な評価がなされないこと、ひいては本学会の社会的信頼が損なわれることにつながる。

そこで、本法人ではこうした利益相反を未然に防ぎ、本学会、学会員が社会から疑念をもたれ信頼を損なうことのないよう、本法人の透明性、中立性の確保、説明責任を果たすための必要な措置をとり、産官学が連携した研究活動を通して人々の感染制御への貢献活動を円滑に推進するための指針を定めるものである。

II. 基本方針

1. 本法人の使命である研究・学術活動の責務を十分に果たしながら、会員等が産官学連携活動及び人々の健康への貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
2. 利益相反を未然に防ぐこと、また利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。
3. 本法人の会員などに対して利益相反についての基本的考えを示し、本法人の会員などが各種事業に参加し発表する場合、自らの利益相反状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

III. 指針の適応となる対象者

利益相反状態が生じる可能性があり以下の対象者に対し、本指針が適用される。

1. 本法人会員（一般会員、名誉会員）
2. 本法人の学術集会で発表する者
3. 本法人の役員（代表理事、副代表、理事、監事）、学術集会長、各委員会の委員

IV. 対象となる活動

本法人ならびに本会会員が行うすべての事業活動に対して、本指針を適用する。

V. 定義

1. 狭義の利益相反 会員等または本法人が、産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬及び未公開株式等）と、研究・学術活動における責任が相反している状況をいう
2. 責務相反 本法人会員および役員等が、所属する組織に職務遂行の責任と両立しえない状況をいう
3. 個人としての利益相反 狭義の利益相反のうち、本法人会員が得る利益と本法人における責任との相反をいう
4. 組織としての利益相反 狭義の利益相反のうち、本法人が得る利益と本法人の社会的責任との相反をいう

VI. 申告すべき事項

企業・法人組織、営利を目的とする団体との関係において、以下に該当することがあれば申告しなければならない。

1. 団体の役員、顧問職、社員などへの就任
2. 企業の株の保有
3. 特許権などの使用料
4. 日当、講演料
5. 執筆などに対して支払った原稿料
6. 受託研究、共同研究、奨学寄附金
7. 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
8. 贈答品

VII. 実施方法

1. 研究成果を学術集会、セミナー、等で発表する場合、筆頭者は当該研究に係るCOI状況を本指針に従って演題登録時に申告し、発表時に公開する。
2. 研究成果を学術誌で発表する著者は、当該研究に係るCOI状況を本指針に従って確認し論文投稿時に投稿規定にそって申告し、発表時に公開する。

VIII. 自己申告の基準

1. 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、一つの企業等からの報酬が100万円以上の場合
2. 株の保有については、年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上、あるいは全株式の5%以上を所有する場合
3. 特許権などの使用料が100万円以上の場合
4. 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、日当、講演料等で、一つの企業・団体からの合計が年間50万円以上の場合
5. 企業・法人組織や営利を目的とした団体が、パンフレットの執筆に対して支払った原稿

料が年間100万円以上の場合

6. 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する、受託研究、共同研究、奨学寄附金などが、一つの研究に対して支払った額が100万円以上の場合

7. 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合

8. その他の報酬（研究とは関係のない旅行、贈答品等）の合計が年間10万円以上の場合

一般社団法人日本感染管理ネットワーク学会

令和4年5月20日

X. 施行日

本指針は2022年の社員総会后より施行する。